

# 特別養護老人ホーム 歴史の里 利用料金表

令和6年8月

※利用料金は、介護サービス費(加算含む)の自己負担金と食費及び居住費を合算したものとなります。食費と居住費については、本人及び世帯の収入状況により負担の減免をすることができます。減免の申請については、最寄りの窓口(介護保険サービス係)へお問い合わせください。

1ヶ月あたり(31日) お支払いいただく料金(目安) (単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	34,792	37,377	40,073	42,341	45,388
	第2段階	50,912	53,497	56,193	58,461	61,508
	第3段階①	58,972	61,557	64,253	66,521	69,568
	第3段階②	80,982	83,567	86,263	88,531	91,578
	第4段階	98,652	101,237	103,933	106,201	109,248
2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	124,144	129,314	134,706	139,241	145,335
3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	149,636	157,391	165,479	172,282	181,423

<介護サービス費内訳> (1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位		589	659	732	802	871
加 算	看護体制加算【Ⅰ】イ			6		
	看護体制加算【Ⅱ】イ			13		
	夜勤職員配置加算【Ⅰ】イ			22		
	個別機能訓練加算【Ⅰ】			12		
	栄養マネジメント強化加算			11		
	日常生活継続支援加算【Ⅰ】			36		
	科学的介護推進体制加算【Ⅰ】			40		
	介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】	96	106	116	126	142
1日あたりの合計		785	865	948	1,018	1,113

※福岡市は地域区分(5級地)が1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

<居住費・食費> (1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	0 円/日
	第2段階	430 円/日
	第3段階①	430 円/日
	第3段階②	430 円/日
	第4段階	915 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	390 円/日
	第3段階①	650 円/日
	第3段階②	1,360 円/日
	第4段階	1,445 円/日

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく(915円)となります。

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては役所への申請が必要です。

※その他の各種加算料金については裏面に記載

## ※その他の各種加算料金

初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内(1日につき)
安全対策体制加算	20単位	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入所時に1回)
療養食加算	<u>6単位</u>	医師の指示による特別食を提供する場合(1食につき)
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する(1日につき)
科学的介護推進体制加算【Ⅰ】	40単位	科学的情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用によりケアの質の向上とそれを評価するための加算。(月1回算定)
協力医療機関連携加算	100単位	入居者の病状の変化に対し、協力医療機関との間で、相談・診療・入院に柔軟に対応する体制を確保している場合。(1回/月)
退所時情報提供加算	250単位	退所後の医療機関に対し、入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1人につき1回限り)
退所時栄養情報連携加算	70単位	低栄養状態にあると医師が判断した入居者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合。(1回/月)
高齢者施設等感染対策向上加算【Ⅰ】	10単位	協力医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保している場合。(1月/回)
高齢者施設等感染対策向上加算【Ⅱ】	5単位	感染症対策に知見のある医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る指導を受けている場合。(1回/月)
新興感染症等療養費	240単位	入居者が厚労省の定める感染症に罹患した場合に医療機関と提携しつつ、施設内で療養した場合(1回/月、連続する5日を限度)
看取り介護加算【Ⅰ】	72単位	死亡日以前31日以上45日以下(1日につき)
	144単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)
	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	介護職員総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上、常勤職員100分の75以上、介護福祉士100分の50以上のいずれか
日常生活継続支援加算	36単位	介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。かつ新規入所者のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。(1日につき)
個別機能訓練加算【Ⅱ】	20単位	個別機能訓練加算【Ⅰ】を算定している入所者について、機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって実施のために必要な情報を活用。(1日につき)
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。(1日につき)
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	著しい摂食障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	著しい摂食障害を有し水飲みテスト等により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。(1日につき)
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
口腔衛生管理加算【Ⅰ】	<u>90単位</u>	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。(月1回算定)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
排せつ支援加算	100単位	排泄に介護を要する入所者に対し、支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。(1月につき)
褥瘡マネジメント加算【Ⅰ・Ⅱ】	3・13単位	褥瘡の発生と関連の強い項目について、計画的に管理した場合。(1月につき。3か月に1回ごと)
配置医師緊急時対応加算	650単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
	1300単位	配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設に訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
生活機能向上連携加算	100単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。(1月につき)
在宅サービスを利用した時の費用	560単位	入所者が施設より提供される在宅サービスを利用した場合。(1月に6日限度で1日につき)

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に連絡させていただきます。

○病院受診代、歯科受診代、健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)、理美容代、入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。